

令和5年第1回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和5年1月10日（火）

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

| 日程 | 議 題 | |
|-----|-----------|--|
| 第1 | | 会議録署名委員の指名 |
| 第2 | 代 処 第 2 号 | 小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理について |
| 第3 | 代 処 第 4 号 | 小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程に関する代理処理について |
| 第4 | 代 処 第 5 号 | 小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程に関する代理処理について |
| 第5 | 代 処 第 6 号 | 小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程に関する代理処理について |
| 第6 | 議 案 第 1 号 | 情緒障害を対象にした特別支援学級（固定級）の新設に関する請願書 |
| 第7 | 議 案 第 2 号 | 小金井市指定文化財の名称変更について |
| 第8 | 報 告 事 項 | 1 令和4年度文部科学省「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業」について |
| | | 2 その他 |
| | | 3 今後の日程 |
| 第9 | 代 処 第 1 号 | 職員の退職に関する代理処理について |
| 第10 | 代 処 第 3 号 | 職員の退職に関する代理処理について |
| 第11 | 議 案 第 3 号 | 職員の人事異動について |

代処第2号

小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市公民館企画実行委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和5年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(写)

代理処理書

小金井市公民館条例（昭和43条例第15号）第21条に規定する公民館企画実行委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

令和4年12月20日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

記

1 被解嘱者氏名

岡村 寛美

2 解嘱日

令和4年12月31日

代処第4号

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和5年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(写)

代 理 処 理 書

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する必要が生じたが、委員会
が処理する事項で特に緊急を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないこ
とが明らかであると認め、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和3
2年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり代理処理する。

令和4年12月28日

小金井市教育委員会
教育長 大 熊 雅 士

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第13条第1項ただし書の項及び第15条第1項の項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に、改正前の小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の規定により職務上作成し、又は收受した文書等の取扱いについては、なお従前の例による。

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程新旧対照表

| 改正規程 | | | 現行規程 | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|--------------------------|-------------|-------------|----|----|--|--|---------|----|--|--|--|--|--------------------------|-----------|-------------|----|--|--|---------|----|--|-----------------|----|-------|---------|-------|------------|--------|----------------|--|----------------------------------|-----------------|--|--|---------------|
| <p>(準用) 第2条 教育委員会における文書事務については、小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替えられる 小金井市文書管理規程の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える 字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>第10条第2項</td> <td colspan="2" rowspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> | | | 読み替えられる 小金井市文書管理規程の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える 字句 | | 省略 | | | 第10条第2項 | 省略 | | <p>(準用) 第2条 教育委員会における文書事務については、小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替えられる 小金井市文書管理規程の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える 字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>第10条第2項</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>第13条第1項 ただし書</td> <td>本市</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第15条第1項</td> <td>市長の決裁</td> <td>教育長の決裁又は専決</td> </tr> <tr> <td>副市長の専決</td> <td>部長、担当部長又は参事の専決</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部長、担当部長もしくは参事の専決又は会計管理者の決裁もしくは専決</td> <td>課長、担当課長又は副参事の専決</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D 課長、担当課長又は副参事の専決を受けるもの E 係長の専決を受けるもの</td> <td>D 係長の専決を受けるもの</td> </tr> </tbody> </table> | | | 読み替えられる 小金井市文書管理規程の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える 字句 | 省略 | | | 第10条第2項 | 省略 | | 第13条第1項 ただし書 | 本市 | 教育委員会 | 第15条第1項 | 市長の決裁 | 教育長の決裁又は専決 | 副市長の専決 | 部長、担当部長又は参事の専決 | | 部長、担当部長もしくは参事の専決又は会計管理者の決裁もしくは専決 | 課長、担当課長又は副参事の専決 | | D 課長、担当課長又は副参事の専決を受けるもの E 係長の専決を受けるもの | D 係長の専決を受けるもの |
| 読み替えられる 小金井市文書管理規程の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える 字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条第2項 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 読み替えられる 小金井市文書管理規程の規定 | | | 読み替えられる字句 | 読み替える 字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条第2項 | | | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第13条第1項 ただし書 | | | 本市 | 教育委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第15条第1項 | 市長の決裁 | 教育長の決裁又は専決 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 副市長の専決 | 部長、担当部長又は参事の専決 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 部長、担当部長もしくは参事の専決又は会計管理者の決裁もしくは専決 | 課長、担当課長又は副参事の専決 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | D 課長、担当課長又は副参事の専決を受けるもの E 係長の専決を受けるもの | D 係長の専決を受けるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

省略

省略

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に、改正前の小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の規定により職務上作成し、又は收受した文書等の取扱いについては、なお従前の例による。

代処第5号

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和5年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(写)

代理処理書

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する必要性が生じたが、委員会が処理する事項で特に緊急を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第4条第1項の規定により、別紙のとおり代理処理する。

令和4年12月28日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程（平成元年教育委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「場合」の次に「(小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）第2条第5号に規定する文書管理システムにより代決した場合を除く。）」を加え、同条第2項中「、起案文書に「後閲」と記し」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、文書管理システムによらない方法により代決した事案にあつては、起案文書に「後閲」と記さなければならない。

第11条を削る。

付 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程新旧対照表

| 改正規程 | 現行規程 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(代決の方法)</p> <p>第6条 前2条の規定により代決した場合 <u>(小金井市文書管理規程(平成16年規程第3号)第2条第5号に規定する文書管理システムにより代決した場合を除く。)</u> は、起案用紙の該当欄に代決者の認印を押し、その右上方に「代」と記さなければならない。</p> <p>2 代決した事案のうち必要があると認められるものについては、事後、速やかに上司の閲覧を受けなければならない。<u>この場合において、文書管理システムによらない方法により代決した事案にあつては、起案文書に「後閲」と記さなければならない。</u></p> <p>付 則 この規程は、令和5年1月4日から施行する。</p> | <p>(代決の方法)</p> <p>第6条 前2条の規定により代決した場合は、起案用紙の該当欄に代決者の認印を押し、その右上方に「代」と記さなければならない。</p> <p>2 代決した事案のうち必要があると認められるものについては、<u>起案文書に「後閲」と記し</u>、事後、速やかに上司の閲覧を受けなければならない。</p> <p><u>(処理要領)</u></p> <p><u>第11条 文書は、教育長決裁をA、部長専決をB、課長専決をC、係長専決をDとしてそれぞれ処理するものとする。</u></p> | <p>文書管理システムの電子決裁機能の導入に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> |

代処第6号

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する必要性が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和5年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(写)

代理処理書

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する必要性が生じたが、委員会が処理する事項で特に緊急を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり代理処理する。

令和4年12月28日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会公印規程（昭和59年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

公印を使用するときは、文書管理システム（小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により公印の使用の申請を行い、押印しようとする文書等を添え、管守責任者、文書取扱主任（小金井市教育委員会事務局文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第1号。以下「事務局文書取扱規程」という。）に規定する文書取扱主任をいう。）又はファイル担当者（事務局文書取扱規程に規定するファイル担当者をいう。以下同じ。）の審査を受け、承認を得た後、明瞭かつ正確に押印しなければならない。

第6条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「適法」を「適当」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する審査は、文書管理システムによる照合によって行うものとし、審査を行った者は、それが適当と認めたときは、文書管理システムにより公印の使用の承認を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、小金井市文書管理規程第17条第2項の書面起案方式による場合は、押印をしようとする文書等に決裁済みの起案書（以下「原議書」という。）を添えて、管守責任者、文書取扱主任（事務局文書取扱規程及び小金井市立学校文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第6号）（以下これらを「文書取扱規程」という。）に規定する文書取扱主任という。）又はファイル担当者に提示し、審査を受け、承認を得た後、公印使用簿（様式第5号）に必要事項を記入の上、明瞭かつ正確に押印しなければならない。

第9条の見出し中「調製」を「調製等」に改め、同条中「を調製し」を「の調製又は文書管理システムにより」を加える。

付 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

| 改正規程 | 現行規程 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(公印の使用)</p> <p>第6条 <u>公印を使用するときは、文書管理システム（小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により公印の使用の申請を行い、押印しようとする文書等を添え、管守責任者、文書取扱主任（小金井市教育委員会事務局文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第1号。以下「事務局文書取扱規程」という。）に規定する文書取扱主任をいう。）又はファイル担当者（事務局文書取扱規程に規定するファイル担当者をいう。以下同じ。）の審査を受け、承認を得た後、明瞭かつ正確に押印しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する審査は、文書管理システムによる照合によって行うものとし、審査を行った者は、それが適当と認めるときは、文書管理システムにより公印の使用の承認を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、小金井市文書管理規程第17条第2項の書面起案方式による場合は、押印しようとする文書等に決裁済みの起案書（以下「原議書」という。）を添えて、管守責任者、文書取扱主任（事務局文書取扱規程及び小金井市立学校文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第6号）（以下これらを「文書取扱規程」という。）に規定する文書取扱主任という。）又はファイル担当者に提示し、審査を受け、承認を得た後、公印使用簿（様式第5号）に必要事項を記入の上、明瞭かつ正確に押印しなければならない。</u></p> | <p>(公印の使用)</p> <p>第6条 <u>公印を使用するときは、押印しようとする文書等に決裁済みの原議書を添えて、管守責任者又は小金井市教育委員会事務局文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第1号）及び小金井市立学校文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第6号）（以下これらを「文書取扱規程」という。）に規定する文書取扱主任に提示し、審査を受け、承認を得た後、公印使用簿（様式第5号）に必要事項を記入の上、明瞭かつ正確に押印しなければならない。</u></p> | <p>文書管理システムの公印申請、承認機能の導入に伴う規定の整備及び項の繰下げ</p> |

4 前項に規定する審査を行った者は、それが適当と認めるときは、当該原議書及び公印使用簿の所定の欄に確認のための認印を押さなければならない。

5 第1項及び第3項の審査は、文書取扱規程等に規定する手続を経ているかを審査するものであり、当該文書等の内容にまで及ぶものではない。

6 省略

(公印使用簿の調製等)

第9条 管守責任者は、公印使用簿を調製の調製又は文書管理システムにより、その押印内容等を記録しておかなければならない。ただし、証票、小切手等については、これによらないことができる。

付 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

2 前項に規定する審査を行った者は、それが適法と認めるときは、当該原議書及び公印使用簿の所定の欄に確認のための認印を押さなければならない。

3 第1項の審査は、文書取扱規程等に規定する手続を経ているかを審査するものであり、当該文書等の内容にまで及ぶものではない。

4 省略

(公印使用簿の調製)

第9条 管守責任者は、公印使用簿を調製し、その押印内容等を記録しておかなければならない。ただし、証票、小切手等については、これによらないことができる。

文書管理システムの公印申請、承認機能の導入に伴う規定の整備

議案第1号

情緒障害を対象にした特別支援学級（固定級）の新設に関する請願書

令和4年12月23日受付の請願書のとおり付託する。

令和5年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

※ 請願又は陳情する場合は、必ず記入してください。
教育委員会事務局で請願書(陳情書)を処理するために必要な事項です。

情緒障害を対象にした特別支援学級(国定級)に関する請願書・陳情書
の新設

趣旨 (別紙のとおり)

2022年12月23日

請願又は陳情代表者(提出した文書の公開について承諾します。)

| | |
|-----|---|
| 住所 | 小金井市豊井南町 [REDACTED] |
| 氏名 | 花本直子 ほか 65 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| 連絡先 | [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] |

発言を申し出ます(発言記録の公開について承諾)。

発言者

| | |
|-----|----------------------------------|
| 住所 | 小金井市豊井南町 [REDACTED] |
| 氏名 | 花本直子 |
| 連絡先 | [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] |

(宛先) 小金井市教育委員会

情緒障害を対象にした特別支援学級（固定級）の新設に関する請願書

現在の小金井市の小学校にある「情緒障害のある子どもを想定した教育制度」は、「普通級に在籍して特別支援教室で週2時間のSSTを受ける通級制度」のみです。この通級制度の実際の教育環境を見ると、軽度の情緒障害のある子どものみを想定しており、重度の情緒障害のある子どもには機能していません。また、重度の情緒障害のある児童がほとんどの時間を普通級で過ごす場合、教師の過労働の問題も起こっています。

現在の小金井市の小学校の特別支援学級（固定級）は知的障害を対象とした学級のみで、知的障害のない子どもには入学が許可されません。

そのため、不登校を選択せざるを得ない子どもが実在しています。その子どもは、教育を受ける権利を行使することができていません。

情緒障害を対象にした特別支援学級（固定級）は全国的に見れば、めずらしい学級ではありません。需要が高いため、設置している市区町村も多くあります。

知的障害や身体障害のある子どもへの教育には、軽度であるか重度であるかが考慮され、教育方法や支援方法が段階的に設置されています。

しかし、情緒障害のある子どもには、教育や支援が行き届いていません。

教育の不平等をなくすために、情緒障害を対象にした特別支援学級（固定級）の新設を請願します。

12月23日

令和4年12月23日

請願者

住所

東京都小金井市貫井南町

氏名

花本直子

(宛先) 小金井市教育委員会

議案第2号

小金井市指定文化財の名称変更について

小金井市指定文化財の名称変更について、別紙の通り提出するものとする。

令和5年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

文化財所有者の変更に際し、所有者と協議した結果、指定文化財の名称を変更する必要があるため、本案を提出するものであります。

1 指定文化財の名称変更1

- (1) 種別及び名称 市有形民俗文化財
かじしろうけしよぞう いたびぐん
(変更前) 梶四郎家所蔵 板碑群
かじけしよぞう いたびぐん
(変更後) 梶家所蔵 板碑群
- (2) 指定年月日 昭和48年3月16日
- (3) 指定番号 第5号
- (4) 所在の場所 小金井市前原町三丁目32番15号
- (5) 変更理由 文化財所有者に変更が生じたため

2 指定文化財の名称変更2

- (1) 種別及び名称 市有形民俗文化財
かじしろうけしよぞう ほうきょういんとう
(変更前) 梶四郎家所蔵 宝篋印塔
かじけしよぞう ほうきょういんとう
(変更後) 梶家所蔵 宝篋印塔
- (2) 指定年月日 昭和48年3月16日
- (3) 指定番号 第6号
- (4) 所在の場所 小金井市前原町三丁目32番15号
- (5) 変更理由 文化財所有者に変更が生じたため

文部科学省「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業（実証地域）」の概要について

1 事業趣旨（文部科学省）

「GIGAスクール構想」による「1人1台端末」の活用が進む中、目指すべき次世代の学校・教育現場等を見据えた上で、教育の質の向上を図るとともに、新たな政策課題に対応するため、教育現場で活用し得る先端技術及び教育データを効果的に利活用するための実証等を行う。

2 対象

小金井市立小・中学校に在籍する不登校及び不登校傾向にある児童・生徒

3 実証事業期間

令和4年12月5日から令和5年1月30日まで

4 事業の具体

文部科学省の「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業（実証地域）」について、受託する富士ソフト株式会社が整備するバーチャル教育空間「FAMcampus（ファミキャンパス）」において、対象の児童・生徒が、特別授業又は部活動に参加したり、相談室でのカウンセリングを利用したりする。本事業への参加に当たっては、児童・生徒の希望制である。

小金井市教育委員会事務局は、富士ソフト株式会社が主催する「教育メタバース実証研究委員会」に参加し、バーチャル教育空間の運営について意見を述べるとともに、事業内容を学校に周知し、対象となる児童・生徒に申込方法を案内するなど事業の推進に協力する。

5 個人情報の取扱い

児童・生徒が本事業への参加を申し込む際、富士ソフト株式会社が個人情報を取得し、その目的の範囲内で利用することに同意する。さらに、個人情報が本事業の実証の分析（※）に利用されることにも同意する。この2つに同意した児童・生徒のみが本事業へ参加することができる。なお、参加している児童・生徒から取得した個人情報は、富士ソフト株式会社が自社の「個人情報保護方針」に基づき管理・保管する。

※本事業の実証の分析には、共同利用として小金井市教育委員会、NPO法人元気プログラム作成委員会及び東京学芸大学が含まれている。

6 文部科学省及び富士ソフト株式会社による本事業への取組の経緯

令和4年 6月 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課が公募を開始
富士ソフト株式会社が公募参加を検討

富士ソフト株式会社が東京学芸大学に協力を依頼
東京学芸大学が協力を決定
東京学芸大学が実証事業を実施するフィールドとして小金井市を
含む複数の地域を富士ソフト株式会社に推薦
富士ソフト株式会社が東京学芸大学の推薦に基づき、協力依頼先
を検討し、小金井市教育委員会に依頼
富士ソフト株式会社からの事業協力の打診を受け、小金井市教育
委員会事務局で協議し、協力依頼を承諾
富士ソフト株式会社、東京学芸大学及び小金井市教育委員会事務局
で打合せ

令和4年 7月 富士ソフト株式会社が文部科学省に企画提案書を提出

令和4年 8月 文部科学省が富士ソフト株式会社の提案を採択決定。文部科学省
の採択団体は、富士ソフト株式会社以外では自治体、大学、学校
法人など9団体

令和4年10月 富士ソフト株式会社が第1回「教育メタバース実証研究委員会」
を開催

文部科学省と富士ソフト株式会社で委託契約を締結

令和4年11月 小金井市教育委員会事務局が、定例校長会において、事業の概略
を周知し、協力を依頼

小金井市教育委員会事務局が、各小・中学校、もくせい教室、小
金井市教育相談所に、富士ソフト株式会社が作成した案内の配布
を依頼

令和4年12月 小金井市教育委員会事務局が、定例校長会において、事業の詳細
を説明

富士ソフト株式会社がオンラインシンポジウムを開催、終了後引
き続き実証事業説明会を実施
バーチャル教育空間の運用を開始

7 実証事業期間終了後の取組

富士ソフト株式会社は、対象者のバーチャル教育空間利用状況、対象者へのアン
ケート、協力団体へのヒアリング等を基に効果検証を行い、令和5年3月までに文
部科学省に報告を行う。

小金井市教育委員会事務局は、富士ソフト株式会社がまとめる検証結果を基に、
本事業の成果について小金井市教育委員会に報告するとともに、本事業への協力に
おいて得られた知見が市の不登校対策事業においてどのように生かせるかを検討
する。

教育委員会の今後の日程

令和5年1月10日

| 会 議 名 | 日 時 | 場 所 |
|---------------------------|---------------------|----------|
| 東京都市町村教育委員会連合会 第3回理事会 | 1月12日(木) 午後2時 | 東京自治会館 |
| 令和5年 第2回教育委員会定例会 | 2月14日(火) 午後1時30分 | 801会議室 |
| 市町村教育委員会教育長・教育委員 研究協議会 | 2月10日(金) 午後1時 | 文部科学省 |
| 小金井第一小学校 創立150周年記念式典 | 2月17日(金) 午後2時 | 小金井第一小学校 |
| 中学校卒業式 | 3月17日(金) 午前 | 各中学校 |
| 小学校卒業式 | 3月24日(金) 午前 | 各小学校 |
| 令和5年 第3回教育委員会定例会 | 3月28日(火) 午後1時30分 | 801会議室 |
| 令和5年 第4回教育委員会定例会 | 4月11日(火) 午後1時30分 | 801会議室 |